

各 位

一般財団法人大阪府地域福祉推進財団
理事長 高 崎 博

大阪府社会福社会館の利用料金等の改定のお知らせ

平素から、大阪府社会福社会館をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当会館の利用料金は、平成 9 年以降、22 年間据え置いてまいりましたが、この間の物価、人件費等の高騰や、昨年の耐震補強工事をはじめ空調、電気設備等の大規模改修の実施などにより、当会館の維持管理費が膨大に膨れ上がっております。

そのため、利用者の皆様方には、誠に心苦しいところでございますが、平成 31 年 4 月から利用料金を約 5% 値上げさせていただきます。

また、平成 31 年 10 月からは、消費税率が 10% に引き上げられることから、これにも対応した料金とさせていただきます。

今後も、当会館としましては、安全で安心してご利用していただけるよう、より一層その管理に努めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

【改定の内容】

1. 利用料金

- (1) 平成 31 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの利用については、「新料金表 1」を適用します。
 - ・会議室使用料を約 5% 値上げします。ただし、付帯設備及び駐車料金は現行どおりとします。
- (2) 平成 31 年 10 月 1 日以降の利用については、「新料金表 2」を適用します。
 - ・会議室使用料、付帯設備及び駐車料金にかかる消費税を 10% に引き上げます。
- (3) 上記 (1) (2) にかかわらず 平成 31 年 2 月 28 日までに予約承認を受けた場合は、現行料金とします。
但し、平成 31 年 3 月 1 日以降にご予約内容を変更された場合は、新料金・新時間区分となります。
- (4) 平成 31 年 3 月 1 日以降に 4 月以降の利用を予約する場合は、新料金を適用します。
 - ・利用日によって、新料金表 1 又は新料金表 2 を適用します。

2. 利用時間の区分

- (1) 午後の利用時間「13 時～16 時」及び「13 時～17 時」を、「13 時～17 時」のみとします。
- (2) 夜間の利用時間「17 時～21 時」を、「18 時～21 時」に変更します。
- (3) 延長（1 時間単位）を廃止します。
 - ・延長が必要な場合は、「午前」「午後」「夜間」の区分でご利用していただきます。

3. 冷房期間

- (1) 現行の 6 月 1 日から 9 月 30 日までを、5 月 20 日から 10 月 20 日までに変更します。